

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布にとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

---

◎日程第2 議案第25号平成25年度浜中町一般会計予算

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第25号9款教育費の質疑を続けます。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） 209ページ教育委員会事務局に要する経費の、211ページの報償費有識者報償に6万円ですけれども、これについてお尋ねをさせていただきます。

私の一般質問の中でやりました、学校施設の配置計画の見直しに対する有識者報酬だと思いますが、この際、一般質問でお聞きしました時に、この有識者は町内の方々の有識者で見直しをするということいわれましたが、果たして、この学校の施設の配置計画の見直し町内の人たち有識者で良いのかどうか。一般質問の時にいいそびれましたので再度尋ねさせていただきますが、町内の人たちになると地域エゴが出て、それぞれ大変なものになるのではないかなと、本来この有識者というのは、例えば学者とか教育者とか地域づくりの人だとか、そういう人たちが良いんじゃないかと思っておりますけれども、その見解をお聞かせいただきたいと思っております。

次に215ページ、小学校管理運営に要する経費の215ページの委託料支障木伐採委託料、茶内小学校の51本の支障木の伐採ということですが、この内訳を教えてくださいたいと思っております。

それから、221ページ学校バスに要する経費、関連しまして231ページですが、単純な疑問ですが、小学校費と中学校費に分けているのは、これ行事用バスとスクールバスの運行ということで、この金額の違いがありますので、231ページの中学校費の学校用バスに要する経費、これが大きい金額となっておりますけれども、単純な気持ちで小学校費、中学校費に分けている違いというのはどこにあるのか、それを教えていただきたいと思います。

それから239ページ、高校のその他教育振興に要する経費の負担金補助金交付金で生徒のスキルアップ補助、初めてこの予算が組まれたんだと思いますが、補足説明の中で聞きとれなかった部分もありますので、この中身につきまして、そしてこれを作った予算を付けたことも含めまして、詳細を教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 歳出211ページの有識者報償に関するご質問にお答えいたします。ここの予算計上にあたりましての説明をさせていただきます。有識者報酬6万円につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条の規定により、教育委員会の権限に関する権限に属する事務の管理及び執行状況の点検、評価報告に関する報酬でありまして、執行方針の中で述べております。将来の学校配置計画のあり方についての予算計上ではございません。繰り返しますが、この部分の予算計上につきましては、地方教育行政の組織の部分に関する法律の第27条12月議会の中で、議会議員皆様の方にも配布しています、教育委員会の施行状況の点検評価の報告のまとめに関する報酬の予算計上であります。

執行方針にかかわりましての質問でありますけれども、有識者の関係で町内の人がたの関係をとということで説明を申し上げましたけれども、この点については、まず試案ということですので、もし町外の方の意見を有識者、または学識経験者の方々の意見も必要とあれば、その方もメンバーに入れながら、将来に向けての学校配置を検討して行きたいと考えております。

2点目の215ページの支障木の委託料の関係でありますけれども、これにつきましては、予算説明の中でもお話を申し上げましたけれども、茶内小学校校区内にあります支障木、落葉松ですけれども、これが約50本余りの伐採をする委託料であります。これにつきましては、道道に面している学校敷地内にある落葉松が大きくなり過ぎて、NT

Tまたは北電の支線に支障があること及び低気圧等での倒木の危険性があることから  
の伐採の委託料の計上でありますので、ご理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

○管理課主幹（内村満君） 221ページ、それから231ページのバスの小学校と中  
学校にどうして分けているのかというご質問だと思いますが、平成24年まではバスの  
管理につきましては中学校の管理費、それから行事用バスにつきましては、小学校費の  
振興費、それから中学校費の振興費で3本の予算でそれぞれ組んでおりました。今回民  
間委託にするにあたり、今までありました行事用バスについては、事業予算の関係上、  
その行事の運行賃金及び燃料費については、小学校費の振興費で支出すると。残りにつ  
きましては、中学校の振興費の方で支出するというので、小中に分けております。以  
上でございます。

○議長（波岡玄智君） 霧多布高校主幹。

○霧多布高校主幹（高野洋一君） 239ページの、その他、教育振興に要する経費の  
生徒スキルアップ補助についてご説明いたします。この事業は、霧高在校生の各種民間  
検定費用受験費用の軽減を図り、在校生のスキルアップを目指すことと保護者の経費負  
担を図るということで、事業予算を計上させていただいております。予算の付けた経緯  
というのは、すみません、その前に、この補助の対象になる民間検定は10種類、簿記  
能力検定他9種類ということで、全体で10種類の検定にかかる費用を全額補助しよ  
うとするものであります。予算を付けた経緯は、これは従前からある検定でありますけ  
ども、生徒の就職とか、進学に有効だということで、生徒に取得していただいて将来の進  
学先、就職先に自分の望む大学なり就職先を目指してもらおうという意図で、予算を計上  
させていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 理解できなかったところだけ再質問させていただきます。支障  
木これは大きくなり過ぎてということですが、ということは、落葉松材これも学校が出  
来てから植えたものだと思いますけれども、やはり大きくなる前は良かったのでしょ  
うけれども、植えて大きくなり過ぎて迷惑になってきたということですが、これは  
切って問題はないのですか。その辺だけ迷惑だから切るというのだったら、それで良い  
のですけれども、やはり町民の方々及び、その辺から切った方が良いということをして  
いるのかどうか。その辺、確認をさせてください。

それから、学校用バスに関しまして、今までもそうだったと思いますが、単純な疑問ですが、学校管理費の中の中学校費で、スクールバスの経費がずっと組まれて来た。去年も一昨年もそうだったんじゃないかなと思うのですが、そして行幸用バスだけ教育振興費の中で、小学校費、中学校費に分けているというやり方をやってきたんじゃないかなと思うのですが、これは問題ないとは思いますが、スクールバスは小学校も生徒を乗せているスクールバスも結構ありますので、単純に言えば小学校費、中学校費半分ずつくらいなのかなという気がするのですが、その中で、中学校費だけにスクールバスの経費、学校管理費で組まれているのは、なぜなのかなという単純な疑問から質問させていただきました。その辺、分かり易く説明いただければありがたいなと思います。

それから、高校のスキルアップ10科目全額ということですが、78万8,000円を組むに当たりまして、今10科目といいましたが、この検定が幾らかかって何人を見込んでいるか、ちょっと具体的なことを教えていただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 再質問にお答えをいたします。支障木のことでございますけれども、私の説明不足もあったのですが、この支障木落葉松材につきましては、秋口になりますと枯れて、道路に散乱し車の通行もスリップの原因にもなるということから、地域からも何とかしてくれないかという要望もありましたし、また道道の歩道に散乱するというので、環境の美化の面においても、そういう面もありましたことからの今回の予算計上でありますのでご理解をお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課主幹。

**○管理課主幹（内村満君）** バスの件でございます。中学校費だけ何故予算が多いのかということのご質問でございます。今まで学校管理費で組んでおりましたが、当初の管理費で組んだのは、学校統合が中学校から始まったということのバスの位置付けで、中学校の方に組んだ経緯がございます。それを今度この25年度から、今まで管理は教育委員会の中で、管理課の方でバスの管理をしておりました。運行につきましては、学校教育の方で運行しておりました。その整合性を図る為にも振興費でというようなことで、予算を計上させていただきました。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 霧多布高校主幹。

**○霧多布高校主幹（高野洋一君）** 具体的な検定科目を予定されている、受験者の人数でありますけれども、検定科目が、簿記能力検定試験これ受験数は見込んでおりません

けれども、将来的に受験するという事で、金額の算定はしておりませんが、受験できる科目として上げております。以降、社会常識能力検定試験が20人、受験料は1級2500円で5万円になっております。次に、電卓能力検定試験が50人で1級1,700円で20人、2級1,400円で30人の7万6,000円を予定しております。書写技能検定試験が20人を予定しております、内訳として2級受験料3,000円で20人の6万円となっております。次に、日本語ワープロ検定試験が総体で50人受験予定で1級3,000円が10人、準1級が2,800円で10人、2級が2,500円で15人、準2級が2,300円で15人の13万円を予定しております。

次に、日本漢字能力検定試験が総体で50人、2級3,500円が25人、準2級1,800円で25人で13万2,500円、次に、実用英語技能検定試験が20人、2級3,900円で10名、準2級が2,300円で10名、合計で6万2,000円。

次に、実用数学技能検定が総数20人、準2級3,500円の20人で7万円になっております。次に、文章デザイン検定試験が総数20人、内訳が1級3,000円が5人、2級2,500円が5人、準2級2,000円が10人、合計で4万7,500円、パソコン検定試験は総勢で40人、2級4,000円が40人で16万円。合計で7万8,000円、受験者の総数は290人を予定しております。以上であります。

**○議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**○6番（中山真一君）** 支障木の件につきましては、ほぼ理解しましたが、今のスクールバスの件ですね。分かりにくかったのですが、単純に言えば小学校費、中学校費に分けたら中学校の統廃合が始まったから、そこからやってきたということですが、それはもう昔話であって、今となれば予算がどっちに行くのも同じことでしょうけれども、単純に小学校と中学校半々くらいの予算なのかなと思ってしまいう中で、中学校費に組んでいることに対する疑問なので、行事用バスの経費だけを小学校の教育振興費、中学校の教育振興費にして、総体的なスクールバスの管理に対しては、中学校費の学校管理費に今回の25年度予算も組んでいますよね。どちらに組んでも良いのかもしれませんが、そのことに対する疑問なので、もう一回ご答弁お願いしたいと思います。

それから生徒のスキルアップ補助に対しまして、これだけの予算を組んだってことは、生徒の為に大変良いことだなと思いますし、今、総数290名の生徒に対して補助を出すということですが、現実にも今まで、この補助が無くても、このくらいの同じような形でこれらの検定を生徒が受けていたのかどうか。例えば23～4年度、こういう検定を

高校生がどのくらい受けていたのか。それも分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

○管理課主幹（内村満君） スクールバスの予算の大小でございますが、今までは行事用バスにつきましては、小学校費の振興費の方で組んでいます。それを残したということではよろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 霧多布高校主幹。

○霧多布高校主幹（高野洋一君） 実際の数字を、今年度予算化した数字と大体同じ同数で受験されていたということは聞いておりますし、それ以上の数を出したいなという気持ちで予算化させていただきました。23年度は、手持ちに数字はないのですけれども、予算を作る段階では、昨年度の実施見込みで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。バスにかかわっての質疑ですけれども、理解できましたか。ここで会議を中止します。

（中止 午前10時22分）

（再開 午前10時24分）

○議長（波岡玄智君） 会議を再開します。

管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 大変ご迷惑をかけます。予算の組み方でございますけれども、先ほど主幹の方から説明がありましたとおり、当初は中学校費の中でスクールバスの運行経費と行事用バスの経費、小学校費の中で小学校に関する行事用バスの予算を計上しております。今回の予算計上にあたりましては、スクールバスの民間委託にかかわっては、中学校で一本化し、更にその中には行事用バスも入っています。小学校費の中に学校用バスが残っているのは、この分については小学校の行事用バスの予算ということで、従来からある予算をそのまま残した予算計上でありますので、ご理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

次に10款公債費の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、11款給与費の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、12款予備費の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、歳入10ページ、1款町税の質疑を行います。  
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、2款地方譲与税の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、3款利子割交付金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、4款配当割交付金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、5款株式等譲渡所得割交付金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、6款地方消費税交付金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、7款自動車取得税交付金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、8款国有提供施設等所在市町村助成交付金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、9款地方特例交付金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、10款地方交付税の質疑を行います。

8番竹内議員。

○8番(竹内健児君) この5,000万円と前年度を比較して8,000万円となっている。その根拠といいますか、その裏付けはどういうことでこういうふうになっているのか答えていただきたい。

○議長(波岡玄智君) 税財政課長。

○税財政課長(松橋勇君) 10款地方交付税の8,000万円の減額の根拠でございますけれども、まず地方交付税の中には13ページの方に普通交付税と特別交付税の2つに分かれております。それで特別交付税につきましては、昨年と同額の2億円という

予算計上ではありますが、普通交付税で昨年は31億8,000万円に対し、今年は31億円ということで、8,000万円減額になっている根拠でございます。ちょっと数字が並んで申し訳ないのですけれども、平成24年度の普通交付税の交付確定額は31億約8,000万円、このうち錯誤分が入っています。錯誤というのは開パの錯誤で決算審査特別委員会の中でも、錯誤の内容については、ご説明申し上げておりますので、その錯誤分が1億円程あります。

更に、地方財政計画で昨年の交付と比較して、平均2.2%の減額という数字が示されておりますので、それが7,000万円、更には地方公務員の給与の減額につきまして、国家公務員と同率で減額するためといいますか、交付税でその部分を減額するという話がございますし、それが7月からの9ヵ月分の算定ということで、それを浜中町に当てはめて7.8%ほどのぐらいになると1億800万円これの75%、7月から3月までの部分で4,000万円、これらを差引きして更に、昨今の国の財政事情の逼迫を受けまして、全体の数字に95%をかけて31億円と算定してございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** そうしますと、全体の普通交付税の部分が減額になると、それは公務員の給料削減の分も含まれてということで、これは国がそういう決定をしたので、そういうことになるんですか。それともう1点は、これは25年度のどの部分で出てくるのか、ちょっと良く分からないのですが、それでお聞きしたいのですが、生活保護費の基準を下げられるという点では、この普通交付税の部分に反映するのかなのか。それはどうですか。

**○議長（波岡玄智君）** 税財政課長。

**○税財政課長（松橋勇君）** 生活保護の支給額の削減につきましては、町村には福祉事務所がございませんので、浜中町から出す財源はありません。よって交付税に影響することはございません。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** そうしますと、この中で特に就学援助の部分、これは準とあるのですが、準の方は国の補助は無いと、要就学援助の方は、これは国の援助もあると理解しているのですが、その影響は25年度については、交付税との関係ではないということでしょうか。就学援助というのは、交付金化するんだというようなことがいわれて

いるので、そこの辺りどうなのかなと思ったものですから、そんなことはないですか。25年度については、やらないとっているから無いのしょうけれども、そういうことではないんですか。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 児童生徒の就学援助に関する国の交付金の関係について、お答えをいたします。議員ご承知のとおり国では、生活保護費の基準を下げるような方向で今進んでおります。この生活保護費の基準の引き下げの通知が、国からはまだ来ておりません。この生活保護費の基準が引き下げられることによって、交付税就学援助につきましては、平成17年の国の三位一体改革の中で、地方交付税の中に算入になってございます。この影響がどのくらいになるかという部分は、今の段階では試算が出来ない状況であります。ご理解願います。

**○議長（波岡玄智君）** 7番川村議員。

**○7番（川村義春君）** 今の地方交付税の関係ですけれども、先程税財政課長の方から8,000万円の減額の内訳について詳しく説明がありましたので、その分は分かりました。

それで1月18日の新聞に記載がありましたけれども、北海道知事が、国が打ち出している削減方針を見直すよう総務省に求めておりました。その結果、総務大臣は25年度予算案で人件費の削減はやらざるを得ないと述べる一方、地方の行政がしっかり回るよう知恵を出したい。給与を独自に減らした自治体が交付税削減により、財政運営が行き詰まらない方策を検討する考えを示していると。更に、行政改革に取り組んできた自治体に対して、実績に応じて財政面で優遇する意向も示している。

それで浜中町は、財政再建プランで平成16年に職員給与5%、17年度以降10%の削減をずっとしてきたわけです。そういうことで、つい最近になって10%カットがなくなりましたけれども、これらの実績を踏まえて財政、この交付税にかかわらず財政支援がどういう形でなされるか、そういった情報等があればお聞きをしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 税財政課長。

**○税財政課長（松橋勇君）** ただ今の質問にお答えいたします。給与削減に絡んでそれぞれの自治体の自助努力といいますか、それらが交付税にどのような影響を及ぼすかということは、現段階では推し量れない部分があります。それで予算を策定する段階では7.8%、全額削減されても対応できる予算組をしてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） その後の新聞報道によりますと、総務省が地方公務員給与削減問題で、自治体向けに新たな配分をする地域活性化支援事業の算定基準を明らかにしたと、こういう記事が多分、財政担当ですから読まれていると思いますけれども、浜中町で地域の元気づくり推進費とか、そういったもので配分される経費というのがあるのかどうか。その辺お聞きをしたい、無ければ無いで結構でありますけれども、いずれ削減努力をしてきたわけですから、何らかの支援策が出てくるのかなと思っています。今、税財政課長からは7.8%カットに基づいて、予算計上しているので、穴が開くことはないとは捉えますけれども、今後、何らかの形で増えて来る可能性があるのかどうかですね。その辺の見通しを最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまのご質問でございますけれども、議員おっしゃるように過去、独自削減をしてきた自治体には地域の元気づくり事業推進費で、人件費削減の取組みに応じた加算を検討しているという情報は入っております。この加算の中身ですけれども、具体的にはまだ示されておりません。今手元にある情報によりますと、今年の7月1日がラスパイレス指数の計算時期なものですから、その結果によって、具体的なものが示されると担当の方では理解をしているところであります。現時点では、中身的な部分の説明はまだ受けていませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、11款交通安全対策特別交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、12款分担金及び負担金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、13款使用料及び手数料の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、14款国庫支出金の質疑を行います。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 高等学校の授業料不徴収交付金の内容、意味が分かりませんので説明願いたいと思っています。授業料は無くなったと思うのですが、不徴収交付金と

いうのは、良く分かりません。過年度分なのかどうなのか。それはどういう意味合いを持つのか。

**○議長（波岡玄智君）** 霧多布高校主幹。

**○霧多布高校主幹（高野洋一君）** この授業料不徴収交付金でありますけれども、22年度から実施されている事業でありまして、授業料見合い分を国の方で支出するという、従前の授業料見合い分を国の方が直接交付するという形になっています。授業料無料化に伴って、国の方で財源の不足分を町の方に交付するということであります。授業料の無料化に伴って、町の歳入不足分が国から不徴収交付金という形で支出されております。以上であります。

**○議長（波岡玄智君）** 15款道支出金の質疑を行います。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 次に、16款財産収入の質疑を行います。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 次に、17款寄附金の質疑を行います。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 次に、18款繰入金の質疑を行います。  
6番中山議員。

**○6番（中山真一君）** 25年度財政調整基金2億6,000万円取り崩すということですが、ようやくこの2億6,000万円取り崩して残金はいくらになるのか、まず、それをお尋ねさせていただきたいと思います。それで昨日、色々と議論させていただきました防災関係につきまして、この間接的には、この財調の2億6,000万円取り崩したお金も使いながら、色々と防災計画をやって行くということでしょうけれども、その中で、昨日納得できなかったのが、この役場裏の調査費設計料1,739万円ですか、これについてはどうも理解出来なかったのですが、その算出根拠、分かれば教えていただきたいなと思います。関連がありますのでよろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 税財政課長。

**○税財政課長（松橋勇君）** まず財政調整交付金の残高はいくらになるかというご質問にお答えいたします。平成25年の3月末現在の残額見込みですけれども、約9億2,300万円になりますので、こちらから25年度に繰入する2億6,000万円を引きますと、6億6,300万円となる予定でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 避難道路の調査設計委託料の関係のご質問ですけれども、約1,739万円基本調査設計と設計書を作る調査設計を合わせてということで、基本的には道単価に基づいた設計調査委託料で試算しております。細かくは、それぞれの設計書がありまして、例えば人件費いくらですとか、日数いくらですとかという形で設計額になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 25年度末で残高が6億6,300万円、ようやく10億円近い預金が出来たかなと思ったのが、そういうことで2億6,000万円取り崩す、止むを得ないのかなという気はしないでもないですが、その中で、今の防災関係の1,739万円、道単価によってやっているということですが、もうちょっと具体的な説得力のある内容を教えていただけませんか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） この予算を作成するにあたっての、設計委託を試算した分ですけれども、私も技術的に技術屋さんではないので良く分からないのですけれども、例えば人件費、技師の関係では単価4万4,800円かける4.372人ですとか、それからその下の技師3人については、それぞれ単価人数変わりますが、3万8,500円が20日分ですとか、そういう形の設計になっておりますし、それに合わせまして技術経費、諸経費、それから消費税をプラスして1,739万1,000円という試算でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 今の設計委託の1,739万円、これは建設水道課の技術者の試算なのか、それとも防災対策室で作った金額なのか。建設水道課に相談されて、そしてそっちの技術さんが作った数字なのか。その辺、確認させていただきたいと思いません。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 建設水道課の技師にお願いして、作成していただいたものです。以上です。

○議長（波岡玄智君） この際、議長の方からお尋ねしますけれども、何処にどういう形の道路を具体的に、どういう形で造るということで、そういう企画が上がってきたの

ですか。その辺の説明を願います。当然、それは青写真として出来上がっているはずですから。

防災対策室長。

**○防災対策室長（上田幸作君）** まず延長につきましては、約910メートルを予定しております。実施設計ということで620数万円、それに諸経費が750数万円、技術経費が276万円プラス消費税ということの試算になっております。

**○議長（波岡玄智君）** 建設水道課主幹。

**○建設水道課主幹（中川亮君）** まずルートでございますけれども、役場裏から沢沿いを通りまして、ゆうゆまで910メートルの延長を調査設計、実施設計これに基づきまして、先ほど説明いたしましたけれども、基本設計費は人件費でございます。調査設計の方の人件費ということで、直接人件費といえますか、そのまま人工賃ですけれども、それで直接の実施設計の直接経費で627万4,000円、それに諸経費諸々を含めまして、現状の金額になっております。今回霧多布と火散布、丸山ですね。それも含めた形で設計になってございますけれども、すみません。もう一度整理して答弁申し上げます。霧多布避難道路に関しましては、実施設計のみでございます。それで910メートルの延長、役場裏からゆうゆまで。それで直接経費が、先ほど申しました627万4,000円。諸経費、技術経費消費税合わせまして1,739万1,000円という積算内容でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 会議を中止します。

（中止 午前11時00分）

（再開 午前11時05分）

**○議長（波岡玄智君）** 会議を再開します。

総務課長。

**○総務課長（箱石憲博君）** 今回防災対策室の方で提案しておりますけれども、この調査設計委託料、通常の土木建築の設計とちょっと違いまして、実は調査という部分は今いったように、霧多布役場裏からゆうゆまでの910メートルに避難道路を付ける、その選定を含めてどういう地盤なのか、どういう状況なのかも含めての調査です。その結果、こうしたら良いですよというのが、この実績として、町の方に掲示されるわけです。

最終的には、それに基づいて工事発注の成立がされると。この中には当然、測量ですとか、そういった部分も含まれております。調査設計委託料の主な内訳としては、人件

費なんです。これが道単価歩掛りでいわゆる測量士であればいくらですとか、技術補であればいくらですとか、それが決まっています。それで延長900メートルの調査設計をするためには、これも一定の計算式で何日かかりますよと、そういう形で人件費に必要な日数をかけて基本設計部分の、いわゆる基となる金額今回600万円くらいですか、600万円なら600万円と出されます。その額に今度は逆に技術料それが一定パーセント、これは歩掛りで決められています。それをかけます。さらにこれは当然、請け負った会社側の諸経費といいますか、それが更に歩掛りで何パーセント以内と決まっています。そういうのを計算して出たトータルに最終的に消費税をかけて、調査設計委託料といった時に今回1,900万円なにがしになったということです。

今、率を申し上げますと、当然、設計書を公にしてしまうことになりますので、数字はちょっといえませんが、そういう積み重ねで調査設計委託料というのが、組まれるという仕組みを、まずご理解いただきたいと思ひまして、私の方から発言をさせていただきました。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 中山議員はもう3回消化いたしましたので他の議員さん。

1 番田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 今聞いていて何ともお粗末な話だなと思っています。まず避難道ですから、逃げるためには、こういうものが必要だということは、誰しも頭に浮かびますよね。当然、担当の方であれば頭の中では、ある程度の形というものは描いて、その上で専門に設計を依頼するというのが、まず普通なのかなと思います。その上で今、室長初め理事者の中に例えば、その斜路をどれくらいの角度のものにしたら、高齢者も幼稚園児も上がって行けるのかなというくらいの青写真みたいなものは頭の中にございますか。まず1点聞きます。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（上田幸作君）** 基本的に一般質問の中でも、お話していますように、極力傾斜はきついですけれども、階段は避けたいと考えておりまして、それと合わせまして、歩道といいますか、斜路といいますか、スロープといいますか、可能な限り例えば、車イスでも補助が2人くらい付けば上がれるくらいの斜度といいますか、スロープ状の構想を持っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** まず、ある程度の傾斜であると、登れるくらいのものになった

と思います、上りきりました。今はゆうゆまでということですよ。ゆうゆまで歩いて行く計画なのか、それとも登りきって避難所までは、向こうから来るバスなり車なりで高齢者を運ぼうかという構想まであるのか。あくまで、ゆうゆまで歩いて行ける道路を単純に舗装にしようとしているものなのか。そこら辺はいかがですか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（上田幸作君）** 役場の横、右になるか左になるか別にしましても、役場の横から背後に渡ってゆうゆまで、全部歩道ということで考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** これは多分皆さん思っているかも知れませんが、率直に伺います。昨日の6番議員の質疑の中で、いずれこの庁舎を壊して車で逃げられるような道路を造るのであれば、今これだけの物にお金をかける必要があるのかという質問がございました。その前に僕は今出来ることで、子供たちが楽に逃げられると伺いますか、無理なく逃げられるものが早急に必要だから、これは是非進めてくださいと考えまして、そのように質問いたしました。

そこで町長にお伺いしますけれども、町長は6番議員の答弁の中では正確な答えは出されませんでした。そこは将来的にどう考えておられるのか。これが多分、基本にあるから、今ここに1,000万円、2,000万円というお金を使うことに多分抵抗があるんだと思うのです。でも避難道は欲しい無駄になるのか、ならないのか。この1点だけ、町長に答弁いただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** ご質問にお答えしますけれども、先ず霧多布の町民が安心できる、安心といたらおかしいですけれども、逃げる道路を造ることが大事だと思っています。昨日もいいましたけれども、それを造ることが第一ですから、確かに調査設計費は高いのかもわかりません。今延長も決めまして、皆が歩いて行ける、歩けるような道路にすれば、どの角度が良いのか何処にカーブを作って、何メートルの幅が良いのかという専門的な見地から、そして最後には設計に結びついて出来上がる道路と思っています。

今、1年でも早く安心させるという役場裏の道路を造るということ、最善の最初にやらなければいけないということだと思っています。次に、今度は役場庁舎の建設含めて、直接上がっていく道路というのは、将来的に亘る課題だと思っています。その時は、そ

の時で新たに考えるべきだと思って、今は1日も早く、そういう歩いて行ける道路を何とか整備するというのが、一番最初の私の希望でもあるし、町民もそういう形では希望してるのじゃないかと思って、それを造ってから後のことについては、しっかりまた協議して進めて行きたいと思っています。それとそうなってくると結果的に、役場庁舎位置づけを含めて当然、議論されてきますから、そんな所も合わせての協議です。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 分かりましたか。

田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 再度確認させていただきます。庁舎に関しては、現段階では白紙だと、一切予見なりそういうものは現在考えていないと。今後、考えていくべき問題というふうに考えておられると捉えてよろしいですか。今現在は全くの白紙であると。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 白紙というのは、建てる建てないからの話ということではないと思います。ですから場所は高い所だと、私思っています。ただ、これは皆さんとこれからしっかり協議しながら決めていこうと思っています。場所を含めてです。今はそう思っています。

**○議長（波岡玄智君）** 7番川村議員。

**○7番（川村義春君）** 今回の歳入の財政調整基金の繰入金2億6,000万円、これについては、一次産業の振興と災害に強いまちづくりに腐心した結果、財源が足りないということで使用されたと思っております。

特に災害関係については、今まで議論があったように、総額で8,000万円規模の一般財源等を使って事業にまず出来るところから進めるということで、予算を計上したということでは評価をしたいと思っております。その上で、今まで議論がありました、霧多布ここの役場裏の避難道の設計委託の関係ですけれども、設計積算の関係については、総務課長から詳しく説明がありましたので、まさにその通りで、それについては問題はないと思います。ただ構想として、ゆうゆまで持って行く必要が果たしてあるのかどうか。そこまで持って行ければ良いですよ。過去の例でいきますと、チリ地震津波の時には、ここの役場裏の道路を使って、山の上に避難しただけで済んだんですよ。たまたま今考えられているのは、ゆうゆという避難施設があるから、そこまで引っ張らなければならないという構想を描いておられると思うのですけれども、私は、とりあえず前

にも質問しましたがけれども、霧多布市街地の住民は逃げる箇所は多い方が良い、ですから、そういった意味でいくと、車イスでも上がれるような状況で幅何メートルのもので、手すりがあって、そこに街灯が、照明灯がある、その程度で良いんじゃないかなと思っています。山の上に上がりきってからゆうゆの所まで行きますと、山自体が凸凹ありますし沢なんかもあるから、そこを2メートルの道路幅でやっていくとすれば、切り盛り結構あると思うのです。実施設計相当お金かかりますよ、これはやるとなれば。

ですから、とりあえずは町長がいうように、まず霧多布地区住民の安全安心をまず勝ち取るんだと。庁舎はその後だという方向で考えるとすれば、もっと山の上まで何メートルの幅で上がって行くのか、逃げられるのかと、まず頂上を目指すその部分の整備をするという考え方に立てないか。その辺確認をしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** この道路を山の上まで上がれば良いという、そういう発想もあるうかと思いますがけれども、ただ1年中いつ起こるか分からないということで、少しでも歩いて行く道路ですから、しっかり道路を造って行かなければ、そこで止まっているしかならないと思うのです。冬の寒い時期ですとか風の強い時期ですとか、あるとすればそこに町民の若い人ばかりが逃げているわけじゃなくて、高齢者も小さい子どもも居るとすれば、やっぱり少しでも風が避けれるような所に行かせる、行ってもらう。それも自力で行ってもらうことも含めて考えている道路ですから、私どもでは基本的な考え方は先ず、ゆうゆまで行ってもらうという、そういう視点で考えていたところであります。決して途中まで行けば助かるから良いんじゃないかという発想じゃなくて、それも助かってもらうのは当然ですから、そこまで上がれば助かるのですけれども、しっかり安心してそのままその施設に入ってもらおうという考え方です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 町長の説明も分からないこともないわけです。一応、有事の際、直ぐに逃げるということが、まず1番ですよね。過去にもそういうことで逃げた結果、津波がずっと24時間襲っているわけじゃないですから、そういった意味で行くと、とりあえずはまず逃げると、それで高い所に避難すると。それからいろんな手段を使って波が引いてからゆうゆの方に避難するとかということも考えられるし、それは色々なものの考え方があるので、一概に私の意見を押し付けることはどうかと思います。実施設計をやった段階です、例えば920メートルの実施設計をやって、それで概算工事

費が出ますよね。その費用と例えば、個々の山の上に逃げると、逃げて上に簡易的な避難施設を設けるのと、どちらが安いのか。その辺も検討してみる必要があるのかなと思いますが、結構2メートルの幅で行くにしても、切り盛りがあるとすれば、相当な工事費がかかるような気がします。それから照明灯の設置なんかも当然必要でしょうから、その辺は実施設計が出てからで良いですから検討してみて欲しいなということを申し上げたい。そういうことを検討する意思があるかどうかを聞いて終わりにしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** この手の話はコストという話ではないと思うのです。リスクがあるからやるのであって、そのリスクがあって人を助けたいと助けなければいけないということでもありますから、コストは別な話だと思っています。何かの経済か何かでどっちが良いかという話ではないと思うのです。まず一番に逃げる道を造る、それでも足りなかったらもう1本造ると、コストというのではなくてリスクがあるとすれば、少しずつそれを改善していくのが、私どもの仕事だと思っていますから、それは地域の人たちには相談しますけれども、そういう視点で行きたいと思っています。

**○議長（波岡玄智君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 次に19款、繰越金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 次に20款諸収入の質疑を行います。

3番鈴木議員。

**○3番（鈴木敏文君）** 1点だけ確認をさせていただきます。諸収入の中の雑入というのがありますが、何年前でしょうか、ふるさと納税制度が始まりまして、ふるさと納税は雑入で受けるというふうに記憶しておりましたが、最近ちょっと聞こえなくなりました、頑張っている所もあるようで新聞にも出ていることもありますが、町として、ふるさと納税はどのように考えているのか。またどのようにアピールしてきたのかについて聞いておきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課主幹。

**○まちづくり課主幹（大橋務君）** ただ今のふるさと納税制度の関係ですけれども、実は、ふるさと納税自体は他の町村と比較して浜中町独自のものというのは実施しており

ません。24年度については、納税はありませんでした。これからの取り組みというか考え方になってくると思うのですけれども、今までもそうですけれども首都圏ふるさと浜中会、そちらの方だとかではPRをさせてもらっておりますので、同じようにまた継続して行くことと、ホームページの方にも紹介させてもらいながら、他の町村ではいくらか以上だったら特産品などということをやっているようですので、そんなこともこれから取組みの中で考えたり、失礼しました。浜中町も同じように取組みとして特産品等を出しておりますので、さらにPRを深めていきたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○3番（鈴木敏文君）** 主幹の方から、ふるさと浜中会をとおしてお願いをして行く、あと寄附してくれた方に特産品を贈る、でも実質見えていないんですよね。今主幹もいったとおり、ホームページ上にも何もありませんし、キーワードで探しても、それは税財政課の方に電話して下さいという番号しか出てこない。最近出た釧路市では、1,000万円を超えているふるさと納税があって、今いった特産品のお返しをしていると、非常に良い文化ですね。気持ちをもらって気持ちを返す。その中に自分の町の特産品があるから特産品のPRにもなるということですよ。ましてや首都圏に浜中会もあって、アピールする場もあって、あと札幌にもあるし霧多布湿原というものをとおして、あるいはルパンというグッズをとおして、浜中ファンというのは全国に居ると思うのですよ。そういうところに呼びかけていくアピール度が足りないんじゃないかなと思うので、その辺も踏まえて進めていただきたいと、ホームページも含めてですね。では最後に、もう一度お聞きしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課主幹。

**○まちづくり課主幹（大橋務君）** ただいま良いご意見といたしますか、アドバイスをいただきましたので、それらも含めてしっかりと対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** ほかにありませんか。

7番川村議員。

**○7番（川村義春君）** 歳出に関連して、1点だけお聞きさせていただきたいと思えます。関連質問ですけれども昨年、公の集会施設の水道光熱費地域負担金ということで253万円、歳入で見ていたわけですけれども、今年度は公の集会施設の50%負担が無くなったということで減額をされていると、それで歳出の方では未だに大きな施設の部

分の、管理費ということで105万8,000円が計上されまして、どうしてかなという素朴な疑問を感じたのですけれども、まちづくり懇談会の際に50%負担を無くする代わりに、管理委託料については無くするよという話があって、それには同意をしてきたわけですけれども、この大きな4つの施設については、同じように50%負担をそれぞれしてきたんですね。そういったことで、この部分だけが管理料が残るというのは、公正公平の原則からいってどうだろうと、私、説明を聞き洩らしたのかも知れませんが、この4施設の運営については、面積按分で今までの管理委託料と齟齬のないように、同じくらいの管理委託料を支払うということのように聞いています。どうして、この4つの施設だけが、同じような額でいくらか少なくとも、少しは減らした形で予算が組まれるのかなと思っていたのですが、その辺の考え方、確認の意味で聞かせていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（箱石憲博君）** ただいまのご質問でございますけれども、昨年実施しましたまちづくり懇談会の中で、議員おっしゃったような形で、地域については十分説明をさせて頂いて、了解を得てきたと理解をしています。

なぜ、地域の公共施設の管理委託料だけ削って4つについては残すのかというご質問かと思うのですが、これは歳出でもお答えさせていただきましたけれども、この4つの施設については、従来からいわゆる文化センターの地区会館という意味合いがございます。それで、地域の地区会館と比べて不特定多数の人の利用度が、地区会館よりは多いということで、そういった面での管理と申しますか、頻度も若干違うと思いますし、そんなようなことから4つについては従来どおりの管理委託料を支払って、きちんと管理していただくと、それでたまたま委託料の算出に違いがありましたので、今回その分については、面積、大きさによって見直しをさせていただきました。

更に申し上げますと、地区会館の部分については、前町長の時代から協働の町づくりということを提唱させていただいております。管理委託料として最初ちょっといくらか把握していませんが6万3,000円ですか、支払いをしてもらって、光熱水費の50%これについては平成16年の行政改革、財政改革の折に地域からも負担してもらおうということを、決めさせていただきましたけれども、28施設ある中で町から支払いをする管理委託料内で納まっている地区は一地区しかないのです。他の地区は殆どが町の管理委託料の倍近いお金を、逆に光熱水費の負担金として町に払ってもらっている、逆に自

治会さんの負担が増えているということからですね、この際、見直しをしたらどうだと、それと今回廃止した中には、この光熱水費の負担金の関係で、いわゆる地区会館と申し上げた4つの会館との負担のあり方に結構議会の中でも、色々と議論をさせてもらった経過もありまして、そういったこともトータル的に考慮した中で、今回このような形で地区会館については、支出も止めて歳入も止めるという形で、地区の皆さんにご理解をいただいた経過がございますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 私は、それぞれの地域の地区会館の部分については、多分問題がないと思うのです。私も賛成をします。財政再建プランで最初20%でしたか、それで50%に変わった時も、それぞれ地域では自分達が使う会館だからと、そういうことで割りきって協力もしてきたし、これからも続くものだと思ったら、まちづくり懇談会でそういう話があったので、誰も異論がないだろうと。それで4つの施設の話は全然されなかったものですから、その時にされているとすれば、どうしてという疑問というのは多くの町民が持つと思うのです。私も実際どうしてかなと、今までも払ってきたある地域の代表者の人は、その4つの会館については利用者いろんなサークルがあるから、サークルの人方から、その利用料を取れば十分50%分の財源が出てくるんだという話も聞いておりました。でもこういうことで決めたのですけれども、同じような金額を管理委託料として払う根拠というのが面積で変えたというけれども、どうもいまいち理解出来ないんですね。歳出で組んでいるものについては、今まで通り同じだけの燃料費についても、光熱水費についても、同じだけの費用は町で多く払っている、町で負担していると。それに伴う50%負担が、今度無くなって管理委託料が減るという話ですから、その辺の公平性だけですけれども、ちょっと理解出来ないなという部分があるのですが、確かに、文化センター並みに利用されている施設だということからすれば、管理人を置いてきっちり管理するというようなことは十分理解出来ますので、それはそれとして公平性の関係だけちょっと引かかるものですから、お尋ねをさせていただきました。そのことについて、再度何か考えがあればお聞かせください。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（箱石憲博君）** 4つの施設と他の施設の公平性ということでおっしゃっておられましたけれども、議員も理解されているかと思っておりますけれども、先程もいいまし

たように、この4つの施設については、文化センターの地区会館という意味合いで、広く不特定多数の方に、それなりに利用されている。そして特に、この4つの施設の管理については、基本的に自治会さんに今年までは茶内コミュニティセンターだけは個人に委託しておりましたが、そのほかは全て自治会さんに委託契約させていただきました。

それで、地区会館の地区においても自治会さんから専属の管理人をお願いして、多少なりとも手当を払って、管理してもらおうというような方式を取っておられた地区もあるみたいです。また、他の今大きめの茶内コミュニティセンターを除いた3つについては、やはり専属の管理人を頼んで日常の管理をしてもらっている。それで私どもの方から、町から支払いする管理委託料、あるいは自治会さん独自で、さらにプラスアルファして管理をしてもらっているというような実態もあるようです。そのようなことから、今回ほんの少しではありますけれども極端に管理委託料を下げると、実際に管理されてきている各自治会さんが管理委託している方々にも支障を来すということで、減額幅はわずかではございますけれども、今回下げさせていただいたという経過でございますので、その辺については、ご理解をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、21款町債の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、各表の質疑を行います。

第2表債務負担行為の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第3表地方債の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第25号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 議案第26号平成25年度浜中町国民健康保険特別会計予算

---

○議長(波岡玄智君) 日程第3 議案第26号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第26号平成25年度浜中町国民健康保険特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。本会計の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億8,544万4,000円と定めようとするものであります。

予算の内容につきましては、歳出1款総務費では前年度より3万3,000円減の846万4,000円を計上。国保事業の大宗を占める2款保険給付費では、前年度より4.2%減の7億6,646万2,000円を見込み、3款後期高齢者支援金は、北海道広域連合の運営に係る負担金等、前年度実績見込み額、1億6,952万5,000円を計上。4款前期高齢者納付金は、前年実績見込み額の16万6,000円を計上。5款介護納付金は、第2号被保険者の介護保険料分で8,549万9,000円を計上。6款共同事業拠出金の2億969万9,000円は、高額医療費共同事業分6,105万7,000円と保険財政共同安定化事業分1億4,864万1,000円を国保連合会に拠出するもの。7款保健事業費564万9,000円は、保健衛生普及費で、78万5,000円を計上し、人間ドック助成等を行うほか、40歳以下及び広域連合から委託された75歳以上の方々を対象とした、基本検診に係る経費91万7,000円を疾病予防費に計上。併せて、生活習慣病の予防を図る特定健康診査等事業費では、394万7,000円を計上して各種検診や保健指導を通じて、健康に対する意識の高揚を図り医療費の低減に努めてまいります。その他、8款公債費、9款諸支出金、10款予備費で3,998万円を計上。

一方、歳入につきましては、1款国民健康保険税で、前年度より6.6%減の5億2,420万2,000円で、歳入総額の40.7%、医療給付費分の現年課税分は前年度当初予算対比10.3%減の3億6,910万1,000円となります。滞納繰越分予算額については、調定見込み額に対し20%の額で計上させていただきました。

また、後期高齢者支援金分は、歳出予算計上額から国庫補助金を除いた額に収納率を乗じた額として9,222万8,000円を計上。介護納付金分の現年課税分は、4,622万1,000円を計上。2款国庫支出金は、3億4,936万8,000円で、普通調整交付金を当初予算に計上したことにより、前年度より1,303万3,000円の増で、歳入総額の27.2%となります。3款療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等に係る交付金で774万3,000円を計上しております。4款前期高齢者交付金は、65歳から74歳の前期高齢者に対する交付金で9,583万7,000円を計上。5款道支出金は、歳出6款の高額医療費拠出金に係る道負担金及び道補助金の財政調整交付金を含め、7,780万3,000円で前年度より1,196万1,000円の増。6款共同事業交付金は、5款同様高額医療費拠出金に係る交付金と保険財政共同安定化事業交付金を含め、1億8,005万2,000円で、1,257万5,000円の増。7款財産収入1,000円は、科目設定。8款繰入金では、国、道から交付される保険基盤安定による低所得者の保険税軽減措置分、出産育児一時金で4,846万2,000円を一般会計から繰入。9款繰越金は科目設定。10款諸収入では、健康診査等負担金として北海道広域連合からの受託分と特定検診に係る個人負担金等で、197万5,000円を計上しております。

最近の国保会計は、医療の高度化、多様化に伴い医療費が年々増加し、それに伴う保険給付費が増加傾向にあり、昨年は療養給付費が若干減少しているものの高額療養費の給付が増加しております。特に、65歳以上75歳未満の前期高齢者と呼ばれる年代層の医療費が今後も伸びることが予想されますので、医療費の抑制を図る保険事業の推進が強く求められております。今後とも医療費の推移を見極めながら、国民健康保険特別会計の健全な運営に努めてまいります。

また、平成25年度の税率等の改正については、所得が確定した後、6月定例会でご提案させていただきます。なお、本予算につきましては、2月20日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいております。

以上、提案理由をご説明いたしました。詳細については、町民課長より説明させま

すので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） （議案第26号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 補足説明中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後12時00分）

（再開 午後1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第26号の補足説明を続けます。

町民課長。

○町民課長（金田哲也君） （議案第26号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括行います。

5番成田議員。

○5番（成田良雄君） 何点かにわたって質問します。まず16ページ、2款保険給付費昨年は8億5万1,000円でしたけれども、本年は7億6,646万2,000円昨年に対して3,358万9,000円減でございます。高齢者が増えている対象者が増えている中で被保険者が減になっての減なのか。その理由をまずお答え願いたいと思います。

次に、25ページの7款保険事業費1目保健衛生普及費の健康づくり事業に要する経費の中の19節です。人間ドック健診助成と13の委託料もありますけれども、これはそれぞれ5名分ですけれども、23年度、24年度の実績はどうだったのか、まずお答え願いたいと思います。

次に、2目の疾病予防事業に要する経費の委託料、健診等委託料40歳未満112名とありますけれども、これも23年度、24年度の24年にあつては、現在までの実績をお願いします。同じく次の2項2目の特定健康審査等事業費の検診委託料、これは対象者ですね。被保険者これは主に一次産業の方が該当になりますけれども、また対象者は何人居るのか。今回は600名の予算計上をしていますけれども、一応検診をして50%の目標で国から出されて検診を促進していますけれども23年度、24年度の延べ人数がもし分かれば、2年間でどのくらいの検診者がいたのか。それで今年は600名の検診ということでございますので、その点答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 1点目の16ページ、一般療養諸費の関係でございます。一般被保険者療養諸費全体で3,326万7,000円、前年度より落ちているということで、これにつきましては、先般24年度の補正予算でも、療養給付費減額させていただいておりますけれども、全体にわたって、ちょっと下がっているのもですから、それに合わせて今回、3,300万円程落ちているというのが現状でございます。

それから25ページ、人間ドックの検診委託料にかかわってのご質問でございます。まず医師会検診センターでの実績でございます。今、手元にありますのは、平成15年6人、平成16年5人、平成17年6人、平成18年4人、平成19年3人、平成20年5人、平成21年1人、平成22年4人、平成23年2人となっております。ちょっと平成24年度途中までの数字は、押えておりませんでしたので申し訳ございません。

それから、その下の医師会検診センター以外での、人間ドックの受診状況でございますけれども、こちらの方は平成16年度に1人、それから17年に2人、18年に1人、19年2人、20年3人、21年6人、22年6人、23年3人となっております。こちらも24年度は、ちょっと押さえておりません、申し訳ありません。受診状況は以上となっております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（伊藤敦子君） 疾病予防に要する経費と、特定健康診査等に要する経費の検診につきましては、福祉保健課健康推進係で実施をしておりますので、受診数についてお答えをいたします。23年の75歳以上、疾病予防に要する経費の検診を受けた方は100名です。対象者が920名でしたので10.9%、24年度の受診者数につきましては、113名の方が受診しております、932名の対象者数でありましたので12.1%です。40歳から65歳の方につきましては、特定健康診査等に要する経費の中から、委託料を支出しておりますけれども、受診数につきましては、23年度対象者数が2,171名、受診者数が494名で22.75%、24年度につきましては、対象者数が2,055名で、今のところ受診者は488名で23.75%となっております。24年度の対象者数につきましては、はっきりした数字は転出入がありますので、今は出せませんが、今のところの対象者数は2,000名程度となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

**○5番（成田良雄君）** 16ページの被保険者の減は、これで理由わかりました。対象者が減ったということかなと思いますけれども一応、理解をいたしました。

次に、25ページですけれども、人間ドックについては、基本的には自分の命は自分で守ろうという基本で、また管理しましょうという、これが一番の目的だと思いますけれども、早期に発見という意味では、やはり推進をして行かなければいけないと思います。そういう意味で、数が一桁ということでございますので、そして12.1%、10.9%と、やはり少ない数字でございましてけれども、これは料金が高額な、保険がきかなくてかかるとは思いますけれども、やはり今後、2桁以上に行くように推進していくべきかなと思いますけれども、担当課として、どのような推進方針の基で町民の命を守って行くか、その点よろしくお願ひしたいとします。

次に検診ですけれども、対象者が2,100名前後ということで、23年度は22.7%で、今年は今現在23.1%という、前から20年、21年、22年から見れば相当な数が検診をするようになったかと思ひます。目標はやはり50%という目標を目指していくかと思ひますけれども、もう一歩の推進が必要かと思ひます。病気になって初めて治療するのではなくて、やはり病気になるまでの予防、推進が大事かと思ひます。そういう意味でこの頃、毎朝決まって4月の検診の受診、予防で防災無線を通して毎晩、毎朝予防推進を訴えておりますけれども、これも素晴らしいことかと思ひます。その予防・推進によって、医療費の抑制も図っていただけるし、被保険者の保険料の負担軽減にも繋がると思ひます。

今後、その目標なり住民の命を守っていくのに、再度一般質問もありましたけれども、胃がんについての予防、推進もありましたけれども、やはりアンケート調査で、どういふ検診を望んでいるのか、また出来れば被保険者に対して、一対一で個別に調査して、住民がどう望んでいるのか、またどういふ実態なのか。例えば、一次産業で農家、そして病院においては内臓の病気よりも、外科の足腰とかが多く見られると思ひます。そういう面もやはり早期に検診していただき、そして予防を推進すべきとこのように考えていますけれども、今後、強く推進して行くか。その点をお願ひしたいとします。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（金田哲也君）** 最初に25ページの、人間ドックにかかわってのご質問にお答えさせていただきます。先ほど、24年度の数字を押さえてないということでしたが、データが届きましたので、24年度におきましては、今のところ医師会検診センタ

一の方は残念ながら0人ということで、それ以外に、一般に診療機関につきましては6人受診されているということでございます。受診件数を増やすようにということでございましたが、私ども年数回、色々な通知を出させていただいておりますので、そのような時にでも、この人間ドックの検診の受診を勧めるような資料も出すようにして、受診率の向上に努めて参りたいと思います。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 1番田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 一点だけお聞きします。15ページの医療費適性化特別事業に要する経費で、申し訳ありません、先ほど大変早口でメモを取る暇もございませんでしたので、再度出来れば、もう少し詳しく役務費と委託料に関しまして、説明をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（金田哲也君）** 15ページの医療費適性化特別対策事業に要する経費の役務費と委託料ということでございますけれども、まず通信運搬費は、先ほども申し上げましたように後発医薬品の利用促進にかかわっての通知、その郵便料でございます。

それから、13節の委託料の内容でございます。まずレセプト点検業務委託料ということで、423万5,000円が一般にかかる業務委託料ということで、これが通常のレセプトの点検でございます。レセプトの内容を精査し、疑義があるものを、もう一度国保連合会で再審査してもらって、医療費の適正化を図るといような事業でございます。

それから、後発医薬品利用促進業務101万7,000円、これにつきましては、対象者の洗い出し、それから明細書あるいは通知書等の作成にかかわる委託料でございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** まずジェネリック使用促進の通知書ですけれども、これは全町民対象、もし家に届いたとしたら僕が見ずに、何処かにやったのかも知れないですけれども、実際に病院にかかっておられる方だけに出されているものなのか、全町民を対象に出されているものなのか、その1点。

それと総体的に、ジェネリックの普及率というのは、他の病院は分かるのか、分からないのか。ここ浜中町に関しての住民の使用率、それがもし分かれば、分からなければここの診療所の分だけでも構いませんので、教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） これは国民健康保険の被保険者を対象としまして、その中でも医療機関にかかっている、更にジェネリックを利用することによって、金額は多分月に100円以上安くなると、そのような可能性のある方を対象として出させていたでいておりますので、全被保険者に出しているというわけではございません。そういうような洗出しを先ほどの委託料の中でしていただいているということでございます。

それと、現在の国保にかかわってのジェネリック医薬品の使用状況でございますけれども、大体35%。前年が29%ということですので、少しずつ増えてきているようでございます。例えば、24年の12月分の医療費で見ますと、このジェネリックを使ったことによる、この通知を出して新たにジェネリックを使った方の軽減分でございますけれども、45万9,000円となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 今おっしゃられた金額というのは、浜中町の金額と考えてよろしいのですね。国保全体ですか、関連しまして12月で、私一般質問させていただきました。それでこの診療所医師のジェネリックに対する考え方に、誤解が生じる表現があった旨を質問いたしまして、答弁でその旨を医師に申し伝えるという最終答弁をいただいておりますので、その後、この件について医師と話された経緯があるかないか。1点だけ答弁いただきます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） その件につきまして議会のやり取りについては、事務長から概略は伝わっていると思います。それから2月になりますが、小川さんと会って懇談しておりますので、全体的なお話の中で触れているということでご理解願います。先月2月22日です。それで議論になった広報等の関係につきまして、色んなご意見があるということでお伝えしております。それだけではないですよ。全体的なお話はしましたので。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

こ○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第27号平成25年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算

---

**○議長(波岡玄智君)** 日程第4 議案第27号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(松本博君)** 議案第27号平成25年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律によって、平成20年度に創設された医療制度であり、運営は、北海道後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の収納などの窓口業務や広域連合への保険料等の支払い等に係る業務は市町村で行い、制度の円滑なる運営を図ろうとするものです。

本会計の予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,175万8,000円と定めようとするものであります。歳出、1款総務費で、84万5,000円を計上しており、内訳は、一般事務に要する経費で27万4,000円、保険料賦課徴収事務に要する経費では、57万1,000円を計上。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、6,081万3,000円の計上で、歳入の保険料見合い額及び保険料軽減分として国から市町村に交付される保険基盤安定分、並びに広域連合職員の人件費に係る市町村割負担分であります。3款予備費は、10万円を計上しております。

一方、これに要する財源として歳入1款後期高齢者医療保険料4,090万2,000円を計上。内訳は、現年度分特別徴収保険料2,883万円と現年度分普通徴収保険料1,184万1,000円、滞納繰越分普通徴収保険料は、前年度の未収見込み額の予定収納率50パーセント23万1,000円を計上。2款繰入金は、2,085万2,

000円を計上。内訳は保険料の軽減対策として、国から交付される保険基盤安定繰入金1,724万5,000円と収支の均衡を図る事務費繰入金360万7,000円があります。3款繰越金1,000円及び4款諸収入3,000円は、雑入及び保険料還付金並びに還付加算金で科目設定であります。詳細については、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） （議案第27号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第28号平成25年度浜中町介護保険特別会計予算

---

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第28号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第28号平成25年度浜中町介護保険特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

平成25年度浜中町介護保険特別会計予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,880万3,000円に定めようとするものであります。

予算の内容につきましては、歳出1款総務費で介護保険推進に要する経費、介護認定審査会に要する経費、介護保険料賦課徴収に要する経費で799万3,000円、2款保険給付費で居宅介護サービス等給付に要する経費、居宅介護住宅改修に要する経費、居宅介護福祉用具購入に要する経費、地域密着型介護サービス給付に要する経費、施設介護サービス給付に要する経費、居宅介護サービス計画給付に要する経費、審査支払手数料、高額介護サービスに要する経費、高額医療合算介護サービスに要する経費、特定入所者介護サービスに要する経費などで3億4,979万4,000円、3款地域支援事業費では、一次予防事業に要する経費、二次予防事業に要する経費、包括的支援事業に要する経費、任意事業に要する経費で1,043万9,000円、4款基金費では、1万7,000円を歳入歳出の均衡を図る調整財源として計上、5款諸支出金6万円、6款予備費で50万円を計上しております。

一方、これに対する財源として、1款介護保険料、第1号被保険者介護保険料7,249万4,000円、2款国庫支出金で介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、事業費交付金などで8,090万3,000円、3款道支出金は、介護給付費負担金、地域支援事業交付金で5,581万7,000円、4款財産収入では利子及び配当金で7,000円、5款支払基金交付金で介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で1億600万2,000円、6款繰入金では、介護給付費及び地域支援事業費（介護予防事業）の町法定負担分12.5%と地域支援事業（包括・任意事業）20%の繰入と歳出総務費の合計額と介護保険給付費準備基金繰入金で5,357万4,000円、7款繰越金では、1,000円、8款諸収入5,000円は、それぞれ科目設定で計上しております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、予算の詳細につきましては福祉保健課長から説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） （議案第28号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括行います。

8番竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 非常に頭の中が整理出来ないのですけれども、簡単にいえば財源の部分については、第1号被保険者と第2号被保険者がそれぞれ20%、30%を負担すると、50%ですけれども、その他に公費として国が25%、道が12.5%、町が12.5%とこういう割合で、財源として充てているということだと思っておりますが、介護サービスを利用する場合に、どのくらい負担がかかるかという点ですが、これは原則費用の10%自己負担、住居費だとか食事代は別ですよということが、原則として出されています。それではどんなサービスが受けられるかという点でいえば、その要介護認定された段階1～5までの人は、介護サービスを受けられる。それから要支援については1～2があるのですが、これは予防給付のサービスが受けられるというふうになるんじゃないかと頭の中では理解しているのですが、そういう中で実際に、今行われているのは、自宅でサービスを受けるという場合に去年ですか、介護報酬が改定されて時間が今まで60分あったのが45分に短縮された。そういう点で浜中の場合、どういふ影響があるのかなというのがちょっと心配なんです。というのは、やっぱり居宅サービスをやると体を動かしたり、歩いたりということが出来るようになれば、急激によくなるという話をよく聞くのです。そして施設に入れると、中々そういう介護というか、歩く時間だとか色々なことがうまく出来なくて、どんどん悪くなるような傾向がある話をよく聞くのです。そういう点で、この生活援助が切り下げられる、時間が短縮されるということが、かなり利用する側にとっては、金額が嵩むんではないかという恐れもあると思うのですが、これは時間短縮されれば、それだけ安くなるということになるのですか。それとも、そうではないと、こういう影響が出ているよということが分かれば教えていただきたい。例えば、10キロ離れた所と5キロしか離れていない所を通所するというか、そこに行って介護する場合、行くまでの時間というのは、この時間帯から除外されているのかどうか。そこどころがひとつと、それから同居家族が居る場合に、自立支援というのは、ずっと前は駄目だよといわれていたと思うのですが、現在は、それは生活の援助は受けられるのかということになっているのかどうか。その2点について伺いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** 居宅介護サービス、いわゆるホームヘルパーのサービスで60分であったものが、今まで45分に短縮になったということで、介護を受ける方への影響は、実際に1時間でやるものを45分で介護専門員の方は、そういう努力を

されているようです。どうしても、その45分で介護サービスが十分に行き届かない場合は、当然、時間延長で45分以上というふうになるわけですがけれども、そのことについて、利用者からの苦情だとか要望だとかというのは、今のところ聞いていませんので、浜中町としては、わりとスムーズに行っているのかなという気持ちではいます。

もし、そういう要望なりがあれば、それなりに個々に答えていきたいなと思ってます。それと介護士の距離数の時間については換算されません。実際に、到着して介護支援を始めてから終わるまでの時間数ですので、その現場に到着するまでの時間が10キロであっても、5キロであっても、その45分なりその時間内にはカウントされないと理解いただきたいと思います。それと同居家族の関係ですけれども、同居家族であろうとなかろうと、介護が必要な場合であれば申し出ていただければ、介護の方は受けられるという理解をしております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 分かりました。それで例えば45分を延長した場合、どうしても45分では出来なかったと30分延長したと、その延長した分は自己負担になるのか。それは何らかの方法で申し出れば認められるのか、サービスとして、それはどうなのかということです。もう1つ、このところで要支援のところの予防給付ですが、第一次予防だとか、第二次予防事業というのがあるのですけれども、第一次、第二次で内容というのは、どういうことですか。ちょっとここが分からないのですが、それも分かれば教えていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課主幹。

**○福祉保健課主幹（伊藤敦子君）** 時間を延長した場合、認められるかどうかというご質問でございますけれども、介護度によって、どのくらいの金額、介護が要介護になった場合に、いろんなサービスが受けられるかという限度額が決められるのですけれども、その限度額に満たしていなければ、範囲内で全てサービス時間を延長しようが使うことができます。

それと第一次予防、第二予防医療の関係だったのですけれども、第一次予防というのは元気な方ですね。一般の高齢者の方々に対する治療です。第二次予防事業というのは、基本チェックリストというのがあるのですけれども、生活全般の様子を見ましてチェック表というのがあります。それで身体的にだめとか、精神的にだめとか、認知症がちょっとかかっているとか、そういうチェックをされて、要介護状態になる恐れがある方を対

象にした事業が、二次予防事業となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと、第一次の方は比較的ということはないのですけれども、第2次の部分は精神的な部分も入るということ、認知症の一手手前だということよな方のことを第2次といういい方をされるということですね。身体上でも、ちょっとどこか動きが悪いとか、そういうような認定をして第一次、第二次を決めるという、それはケアマネージャーがやるということですか。それとも何処か別なところで、その先生が認定するのか、その認定はどこで要介護、要支援そういう分け方ではなくて、別な分け方があるんですね。それはどこがやるのですか。それだけお願いします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（伊藤敦子君） 一時予防、二次予防対象者の認定でありますけれども、検診で65歳以上の方にチェックリストということで、問診を取られた記憶のある方もここにいらっしゃるかも分からないのですけれども、検診や健康教室等で、身体だとか精神だとか最近転びやすすくないですかとかという質問をしまして、保健師が問診をいたします。チェックリストの中で、ある程度の点数以上になった方が、二次予防の対象者ということで、二次予防事業のご案内を個別に送付させていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 6番中山議員。

○6番（中山真一君） 歳入の介護保険料についてお尋ねします。補正でも疑問に思ったのですが、22年、23年、24年の介護保険料の当初予算金額、それと決算額、それをそれぞれの年度で3年分教えてください。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 21年度の介護保険料の収入予算額につきましては、当初の予算額として6,969万7,000円と、決算額が5,572万2,779円、22年度については、7,203万2,000円の予算に対して、収入が5,429万7,800円、それと23年度が7,380万6,000円、決算額が5,372万5,300円、24年度については見込みになりますが、6,644万8,000円の予算に対して5,210万4,000円となっております。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 補正の時に随分減ったんだということで申し上げましたら、

その理由を述べていただきましたが、今、示されたように21年度も6,900万円が5,500万円、22年度7,200万円が5,400万円、23年度7,300万円が5,300万円、2,000万円くらいずつ毎年多めの予算を組んでいられるということには、何か理由があるのかなど、この介護保険料成り立たなくなったら大変だからということで、当初予算を多めにしているのかも知れませんが、尚かつ昨年に比べて昆布が良かったからかも知れませんが、600万円を多めに組んでいるということなのかも知れませんが、ちょっとこの辺について、単純に疑問を持ったのですが、この辺の予算の組み方そのものにつきまして、こういうやり方があるんだというのであれば教えていただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 最近の介護保険特別会計は、実は保険料を上げないで、標準月額2,900円で推移をさせていただいております。当初においては、法定負担の20%を予算化しておりました。最終補正において、給付費の推移それと保険料の収入状況などを見込みまして、基金を実際に取り崩して収支決算を図って来たところです。

それで、そういうことで実は当初予算と、当初予算の収入の見込みと、それから決算の見込みが多額になっていたということがありました。

先般、補正予算でご指摘いただいた中身を含めて、この何日かの間に、担当係長を含めて精査をさせていただきました。実際には当初予算で、保険料の収入は当然それだけ、保険料を上げないで基金を取り崩していた分だけ、確かに保険料は入らないということになりますので、最初から基金を取り崩す形で保険料の見込み予算額というのですか、そういうのを立てるべきだったということになりまして、今後については、そういう形で、当初予算で収入過剰な見込みにならないように対応していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 介護保険料高くなっても、町民としては困るわけですが、基金が枯渇して無くなったそういう点では、大変な会計をやっているんだと思いますけれども、今、皆さんもお聞きになって分かったかと思いますが、当初予算とは、やっぱり決算額とこれだけの差が、ずっと毎年繰り返してきているということは、やっぱり単純に疑問に思いました。基金は現在も無くなっていると判断してよろしいでしょうか。その1点だけ確認します。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 補正の時もお話させていただきました基金については、殆ど24年度で取り崩す予定です。25年度予算につきましては、24年度の決算を見て、当然24年度の最終の給付費の支払いが滞らないように、給付費は年度末で、少し余計に見させていただいている分があります。その余計に見させていただいている分を、24年度でどれだけ繰り越すかということで、25年度の予算を決めようと考えております、今の予定では大体、出来れば2,000万円くらい繰り越しをしたい、それで国庫金の翌年度払いの分とか全部含めて、一時翌年度精算になる分を1回立替なければならないという事情もありますので、そういうのも含めて大体2,000万円くらいで繰り越して、25年度の会計を保険料2,900円のままで何とか維持したいなと思っております。26年度が今回の計画の5期の最終に当たりますので、その最終については、それぞれ毎月25年度の給付費の水準推移を見ながら、もしかすると26年度から、保険料を上げさせていただかなければならない時期が来るのではないかなと思っております。25年度の推移を見ながら、26年度を決めさせてもらいますけれども、そういった事態もあるということだけご理解いただければと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 5番成田議員。

○5番（成田良雄君） それでは2点ほど質問します。54ページ、住宅改修に要する経費と、福祉用具購入に要する経費の中で、前も聞いたと思えますけれども、ちょっと忘れしたので確認の意味で質問したいと思えます。住宅改修については300万円、そして用具購入については80万円ありますけれども、この住宅改修費の上限は20万円かと思えますけれども、その点間違いはないかと、この支給に当たって多分、要求したかなと思えますけれども、償還払い制度なのか、受領委任払い方式なのか多分、受領委任払い方式になっているかと思えますけれども、その点、忘れしたので確認させていただきます。

それから60ページ、先ほど8番議員さんも質問しましたけれども、二次予防事業に対しての、新規の事業で介護予防支援委託料という34万1,000円、これは新規と説明ではいいましたので、何処に委託して予防支援の内容ですね。これを説明願いたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（伊藤敦子君） 住宅改修の限度額ですけれども、20万円となって

おります。20万円一度使った方は、3段階上がらないとまた20万円というのを使えないということになっております。20万円のうち、一部負担1割を自己負担というふうになってはいますが、一度払っていただく方法と、希望する方には受領委任払いというか、先に自己負担1割分だけ払っていただいて、役場の方からそれを上回った分を払うという形も出来ます。希望した方だけ受領委任払いというものが出来るということになっております。

それと介護予防事業の委託先ですけれども、厚岸の田中医院に委託をします。通所のリハビリテーション事業というのを今、介護保険事業でやっておりますけれども、それを二次予防の先ほどお話ししましたチェックリストで、二次予防事業の対象者になった方に対して身体的機能の落ちた方、その方たちを対象にリハビリテーションを行っていただくということで、これは利用者の方は無料で、送迎付で実施していただくこととなっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 成田議員。

**○5番（成田良雄君）** 償還払いと受領委任払いと両方選択希望とありますけれども、完全に受領委任払い方式に移行できないのか。その点だけ、一応、法律では要するに選択肢ができるということになっていると思いますけれども、これはお金のある人は、償還払いも結構だと思いますけれども事務的にどうなのか。その受領委任払い方式に一括して出来れば、その方が便利かなと思いますけれども。あとは60ページの内容については了解いたしました。1点だけお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課主幹。

**○福祉保健課主幹（伊藤敦子君）** 議員おっしゃられたように、住宅改修の自己負担につきましては、法律で一度払っていただくという形にはなっております。

ただ、住宅改修のプランをするというか、ケアマネジャーとか包括支援センターの職員が住宅改修のご案内をさしあげて、いろんな説明をするのですけれども、その時には、必ず自己負担一度していただくことも出来るし、受領委任払いも出来ますということで説明して、良いです払いますよ、という方も中にはいらっしゃるのですが、ご本人に選択していただいているというのが現状であります。今は法律で決まっていますので、そのように進めさせていただいております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 3番鈴木議員。

**○3番（鈴木敏文君）** 一点だけ、認識の共有の為に聞いておきたいと思います。

52ページの、厚岸浜中介護認定審査会負担金、共同設置ということではありますが、  
どういう立場の方々が、どういう頻度でお集まりになって、どういう基準で判定をされ  
ているのか聞いておきたいと思います。この1点だけです。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（伊藤敦子君） 介護認定審査会の委員の方々の職種ですけれども、  
診療所のお医者さんとか歯科医師の方も入っておられます。交互に出ていただくという  
ようなこともあるのですけれども、栄養士さんと介護事業所の施設長の方、あと薬剤師  
さんなどが審査員となっていておられます。浜中町においては、そうですけれども、  
厚岸町においても歯科医師の方とか、お医者さんだとか、あと在宅の看護師さんだとか  
という方が入っていらっしゃるようです。頻度、これは月に2回実施をしております。  
1回ずつです。厚岸が1回で浜中が1回ということになっています。以上です。

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第29号平成25年度浜中診療所特別会計予算

---

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第29号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第29号平成25年度浜中診療所特別会計予算について、提  
案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,348万8,000円に定めようとするものです。これは、前年度当初と比較いたしまして1,038万3,000円、4.1%の減となっております。

予算の内容につきましては、歳出では1款総務費のPersonnel費において、報酬は前年同額の3,300万円、給料8万5,000円増の5,729万6,000円、職員手当、59万5,000円増の3,121万2,000円、共済組合等負担金、退職手当組合等負担金、67万5,000円増の3,359万9,000円でPersonnel費総額では135万5,000円増の1億5,510万7,000円、賃金では、臨時雇上げ賃金17万3,000円減の2,261万1,000円、医師雇上賃金、前年同額の1,225万円、3,486万1,000円、施設等の維持管理費及び事務費などで90万8,000円増の2,245万2,000円を計上。総務費総額で209万円増の2億1,258万円となります。2款、医業費では診療に要する諸経費で主なものとしては、医薬材料費、臨床検査委託料、医療機器購入、寝具費、給食材料費などで1,267万7,000円減の2,993万3,000円を計上。3款、公債費では元金、前年同額の30万円、利子20万4,000円増の46万5,000円を計上。

一方、これに要する財源として歳入では、24年度決算見込み等から推計し、1款診療収入では入院収入で205万2,000円増の3,927万2,000円、外来収入は36万円減の5,510万円、その他の診療収入は2万円増の189万9,000円で9,627万1,000円を計上。2款、使用料及び手数料では212万2,000円増の1,047万7,000円、3款、国庫支出金では、特定防衛施設周辺整備調整交付金で520万円、4款、繰入金は収支の均衡を図るため歳出のPersonnel費、公債費ほか見合い分として、一般会計繰入金で141万4,000円減の1億1,727万3,000円、5款、繰越金は前年度剰余金として1万円を科目設定し、6款、諸収入では職員等給食費などで3,000円減の125万7,000円、7款、町債では過疎地域自立促進特別事業債として1,300万円をそれぞれ計上しております。

以上、予算の概要につきましてご説明いたしましたが、医療環境は依然厳しい状況にあります。

これからも地域の皆さんに親しまれ、信頼され、期待される診療所を目指すという理念を掲げ、診療所職員一丸となり地域医療に努めてまいります。

なお、予算の詳細につきましては、浜中診療所事務長より説明させますので、よろし

くご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（山田清也君） （議案第29号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時10分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第29号の質疑を行います。

歳入歳出一括行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 86ページの医業に要する経費の医療機器購入ですけれども、これは事業費調べで出ていたのが、電動シャワートローリーそれと電動ベッドほかというふうになっていました。先ほど説明を受けたのですけれども、聞きとれなかったのでゆっくりとご説明をいただきたいと思います。

それから医療体制の関係について、総合的にちょっとお聞きをさせていただきますけれども、昨年来医師及び看護師含めて目標と理念を掲げて、医療サービスに邁進するということを確約する意味で、そういうことを掲げてくれという提言をしているわけですが、果たしてそれが果たされているのかどうか。このことについては、長年事務長が苦勞して頑張って来られましたので、最後になるかと思しますので、是非、事務長からお答えをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（山田清也君） それでは1点目の医療機器購入事業につきまして説明いたします。医療機器購入の内訳といたしまして、電動シャワートローリー1台、あと救急ストレッチャー1台、救急ストレッチャーは急患が運ばれて来た時に対応するベッドということで1台です。電動入院用ベッド3台、輸液ポンプ2台、シリンジポンプ2台、以上のものを更新しようとするものであります。

2点目の理念と目標ということについての質問にお答えいたします。昨年の医師報酬の一部条例改正に伴いまして、理念と目標を掲げて医療サービスに努めるという附帯意見が付いて可決になっております。それに基づきまして、診療所まず職員の方で2回程、打合せ等を行いまして、理念と目標ということにはなりませんけれども、町立浜中診療

所の理念と基本方針を作成いたしまして、3月4日に診療所の待合室の中に掲示しております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 備品購入の内訳について分かりました。それと後段の理念と目標を掲げ利用サービスに努めるという附帯意見に基づいて、早速といいますか1年近く経ってやっとかなという感じですけども、何れにしても3月4日に理念と基本方針ですか、それを掲げたということで少しは前進かなと。私は職員、看護師さん方も含めてその辺はきっちり理解をしていくことが大事だなと思っています。そんなことで、今までの努力に本当に感謝をしたいと思います。後任の方が誰になるのか分かりませんが、事務長の配下の職員に、くれぐれも頑張るように伝えていただきたい。そんなことで、質問で終わるべきですけども、お願いをして終わりたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** ほかにありませんか。

3番鈴木議員。

**○3番（鈴木敏文君）** 入院収入の今年は増ということで205万2,000円、これを見ますと、介護報酬が600万円60件ですか、これが増えているという、この辺の根拠といいますか、理由をお知らせいただきたいと思います。

それと関連でありますけども、新聞報道に来春から管理栄養士が義務化されるという報道がございました。ベッドのある診療所ですよ。それから病院でありますけれども、これが来年の話ですが、浜中診療所にどのようにかかわって来るのか。あるいは来ないのか聞いておきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（山田清也君）** 歳入の介護保険の収入が伸びているということですけども、この予算を策定したのが基本的に11月末の数字を参考にしております。その時点では、一般が4名、介護5名と平均9名ということで入院の方は推移をするという計算をしております。それに基づいて計算していきますと、例えば国民健康保険税がありましたら24年度は、実際に国民健康保険で入院されている方は、本当に1件しかございませんでした。あと1番介護が伸びたというのは、今申しましたようにその当方で介護5名のそのまま推移するだろうという考え方を基にしまして1ヵ月5件で、1ヵ月約160万円、その12ヵ月分、それで1,920万円という数字を今回予算で計上させていただいております。

なお、24年度の予算作成の時は、確か介護の分については4名という考え方で作成をしております。それと2点目の管理栄養士の関係ですけれども、診療所におきましても今時点で、栄養士を置いているということで、入院におきましては、栄養士の加算分が点数であります。これが26年4月から管理栄養士でなければ、栄養士の加算とか、そういうのが出来ないという法律が改正になっておりますので、診療所もそれは当然、管理栄養士を置かなければならないということになって来ると考えております。

ただ病院は常勤でなければいけませんけれども、診療所の場合は、非常勤でも構わないということになっておりますので、その点では、何とか対応出来るかなという考え方はしております。

ただ今時点でも、まだこの管理栄養士を置くということに関しましては、医師会等でも私どものようなへき地医療機関ではかなり厳しいということがいわれていますので、そういう意味で、見直しをしていただきたいということで要望はしているようです。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○3番（鈴木敏文君）** 新聞報道にも課題を指摘する声は聞いていると、現在、調査を行って必要に応じて議論していきたいという厚労省の談話でありました。

今、事務長がいうとおり、診療所は非常勤でも良いということで、例えば管理栄養士って、そう簡単にはいないような資格者だと思いますが、具体的にというか例えば、給食の関係でいるんですよとか、そういう安心出来るような答弁をいただければありがたいのですが。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（山田清也君）** 確かに、管理栄養士の資格を取るのは卒業してから、確か私の記憶では3年ですか、そして5年の期間を置いて、試験を受ける資格が得られると認識しております。町内では職員で管理栄養士1名持っている方がおります。職員以外でも、管理栄養士の資格を持っている方は1名いるというのは、承知しております。

ですから今後、管理栄養士を置く配置するとかということには、非常勤になろうかと思いますが、そういう場合には、今私が知っている人に交渉して、お願いをするしか今のところ方法はないのかなと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** ほかにありませんか。

6番中山議員。

○6番(中山真一君) 25年度の予算ですから、その中で外来収入、健康保険、社会保険、それぞれ2,600とか1,240とか3,700とかという数字が述べられたのですが、これは23年度、24年度実人数、この浜中診療所、町外から受けた人はいないんじゃないかと思われるのですが、町民の中で、どれだけの実人数の方が、外来にかかっているのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 診療所事務長。

○診療所事務長(山田清也君) 実人数ということでございます。私が押さえているのは、23年度からの実人数しか押さえておりませんので、この辺はご了解いただきたいと思います。23年度の実人数1,225名、24年度につきましては、2月末まで数字を出しております。2月末で実人数が1,217名。以上です。

○議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第30号平成25年度浜中町下水道事業特別会計予算

---

○議長(波岡玄智君) 日程第7 議案第30号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第30号平成25年度浜中町下水道事業特別会計予算につい

て、提案の理由をご説明申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,049万円と定め歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、一般管理に要する経費1,174万1,000円は、職員の人件費や事務費など、2目普及促進費で、公共下水道及び漁業集落排水設備普及促進に要する経費328万6,000円、2款1項下水道費、1目下水道事業費で、特定環境保全公共下水道事業に要する経費3,180万6,000円は、職員の人件費や汚水管渠工事請負費など、農業集落排水事業に要する経費332万円、漁業集落排水事業に要する経費360万円、漁業集落排水基金積立金375万1,000円、2目処理場管理費で、霧多布・茶内・散布各クリーンセンター管理運営に要する経費6,705万6,000円3目管渠管理費で、公共下水道・農業・漁業集落排水管渠施設の維持に要する経費1,765万8,000円、3款1項公債費、1目元金で、地方債償還元金2億3,252万3,000円、2目利子で、地方債償還利子5,475万5,000円、一時借入金利子49万4,000円4款1項1目予備費は50万円を計上いたしております。

一方、歳入では、1款分担金及び負担金で、公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水事業受益者分担金1,268万8,000円2款使用料及び手数料で、公共下水道・農業集落排水及び漁業集落排水使用料と公共下水道手数料合わせて5,675万4,000円、3款国庫支出金で、公共下水道事業補助400万円4款道支出金で、漁業集落排水事業償還基金造成費補助375万円、5款財産収入で、漁業集落排水事業償還基金利子1,000円6款繰入金、1項1目一般会計繰入金3億4,953万3,000円、2項1目基金繰入金375万1,000円、合わせて3億5,328万4,000円の繰り入れ7款繰越金で1,000円、8款諸収入で1万2,000円を計上いたしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては建設水道課主幹より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 建設水道課主幹。

**○建設水道課主幹（中川亮君）** （議案第30号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。

歳入・歳出一括行います。ありませんか。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 113ページの委託料です。800万円の概要についてお知らせ願います。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中川亮君） この長寿命化の事業ですけれども、これは下水道の処理場の施設機械等の長寿命化であります。施設機械も大きいところを申しますと、監視装置、計装機器それと放流流量計等、150項目を調査するものであります。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今聞きました処理場の設備機械の調査をすると、それで不具合があれば順次更新して行くという、前段の調査と理解してよろしいでしょうか。分かりました。以上です。

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第31号平成25年度浜中町水道事業会計予算

---

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第31号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第31号平成25年度浜中町水道事業会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予算総額は、収入、支出それぞれ1億5,823万6,000

円としております。収益的収入では、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益1億2,100万円、2目その他の営業収益28万1,000円2項営業外収益、1目受取利息及び配当金8万2,000円、2目他会計補助金3,686万3,000円、3目雑収益1万円収益的支出では、1款水道事業費用、1項営業費用、1目浄水及び配水費は修繕費、動力費、薬品費など4,641万8,000円2目総係費は人件費、委託料など4,508万4,000円、3目減価償却費は4,380万2,000円、4目資産減耗費は77万1,000円、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費1,585万1,000円、2目消費税及び地方消費税330万円、3目雑支出1万円、3項1目予備費は300万円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出ですが、資本的収入では、1款資本的収入、1項1目工事負担金404万1,000円、2項補助金1目他会計補助金855万7,000円、3項1目補償費374万3,000円、資本的支出では、1款資本的支出、1項建設改良費、1目メーター費1,357万円、2目配水施設費1,122万2,000円、3目機械及び装置227万9,000円、2項1目企業債償還金4,550万円であります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,623万円は減債積立金1千万円、過年度分損益勘定留保資金4,623万円を補てんするものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては建設水道課主幹より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中川亮君） （議案第31号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第9 閉会中の継続調査の申し出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会の委員長及び議会運営委員会委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎閉会宣言

---

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成25年第1回浜中町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後4時39分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員